

山形県山村振興基本方針

令和8年3月

山 形 県

目 次

	頁
I 地域の概況	1
1 振興山村の概要	1
2 自然環境に係る状況	2
3 社会及び経済に係る状況	3
II Iを踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況	7
1 振興山村の課題	7
(1) 総論	7
(2) 各論	7
2 山村振興対策の実施状況	10
III 振興の基本方針及び振興施策	12
1 振興の基本方針	12
2 振興施策	12
① 交通施策に関する基本的事項	12
② 情報通信施策に関する基本的事項	13
③ 産業基盤施策に関する基本的事項	13
④ 産業振興施策に関する基本的事項	13
⑤ 防災に係る施策に関する基本的事項	15
⑥ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項	15
⑦ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む）に関する 基本的事項	16
⑧ 文教施策に関する基本的事項	16
⑨ 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む）に関する基本的事項	17
⑩ 移住・交流施策に関する基本的事項	17
⑪ 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む）に関する基本 的事項	18
⑫ 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項	19
⑬ 地域活動及び地域づくりに係る施策に関する基本的事項	19
IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	20

山村振興基本方針書

都道府県名	山形県
作成年度	令和7年度

I 地域の概況

1. 振興山村の概要

- 本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、全35市町村のうち26市町村（54地域）となっている。

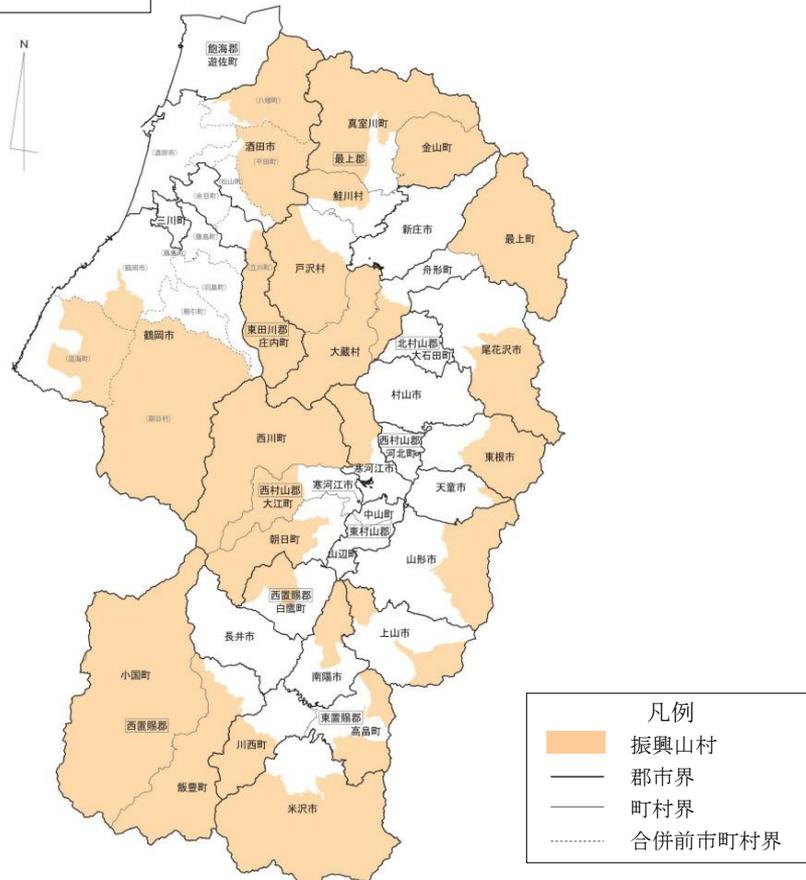
【参考】 振興山村地域の要件	・ 林野率 0.75 以上 (S35 農林業センサス)
	・ 人口密度 1.16 人/ha 未満 (S35 農林業センサス)

本県の振興山村の概要

区分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	35	26	74.3 %
面積	9,323 km ²	5,651 km ²	60.6 %
人口	1,068,027 人	87,724 人	8.2 %
若年者等比率(15～64歳)	54.9 %	49.2 %	—
高齢者比率(65歳以上)	33.8 %	41.6 %	—

(注) 市町村数は、令和7年4月1日現在。面積は、平成27年度全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）。人口は、令和2年国勢調査。

振興山村位置図（山形県）



本県の振興山村の指定状況

郡名	現市町村名 R7.4.1	(合併前市町村名) H11.3.31	旧市町村名 S25.2.1
	山形市		山寺村、高瀬村、東沢村
	米沢市		万世村、山上村、南原村、三沢村
	鶴岡市	鶴岡市	田川村
		朝日村	本郷村、大泉村、東村（全域）
		温海町	福栄村、山戸村
	酒田市	八幡町	大沢村、日向村
		平田町	田沢村、北俣村
	寒河江市		白岩村
	上山市		東村、山元村
	天童市		田麦野村
	東根市		東郷村、高崎村
	尾花沢市		玉野村、常盤村
	南陽市		吉野村、金山村
西村山郡	西川町		西山村、川土居村、本道寺村、大井沢村（全域）
西村山郡	朝日町		西五百川村
西村山郡	大江町		七軒村
最上郡	金山町		金山町（全域）
最上郡	最上町		東小国村、西小国村（全域）
最上郡	舟形町		堀内村
最上郡	真室川町		安楽城村、及位村
最上郡	大蔵村		大蔵村（全域）
最上郡	鮭川村		豊田村
最上郡	戸沢村		古口村、角川村
東置賜郡	高畠町		和田村、二井宿村
東置賜郡	川西町		玉庭村
西置賜郡	小国町		小国町、南小国村、北小国村、津川村（全域）
西置賜郡	白鷹町		鮎貝村
西置賜郡	飯豊町		豊川村、中津川村
東田川郡	庄内町	立川町	立谷沢村

2. 自然環境に係る状況

① 地理、地勢

- ・ 本県は、本州東北部の日本海側に位置し、西北部が日本海に面している。北は秋田県、東は宮城県、東南は福島県、西南は新潟県にそれぞれ隣接し、東西約 97km、南北約 164km で東西に狭く南北に長い。総面積は 9,323km² で全国第 9 位、東北 6 県で 5 位

の広さとなっている。

- ・ 地勢については、奥羽山脈、出羽山地及び越後山脈との間に置賜、村山、最上の3盆地を挟み、日本海沿岸に庄内平野が広がる。これを最上川が貫流して日本海に注いでいる。これらの山間部の地域が振興山村となっている。
- ・ 本県の振興山村市町村は26市町村（令和7年時点）であり、このうち振興山村（昭和25年2月の市町村数で54）の面積は、5,651km²（全県面積の60.6%）となっている。

② 気候

- ・ 本県の気候は、日本海に面する沿岸部と内陸部に大別され、内陸部は更に置賜、村山、最上の3地域に分けられる。庄内平野を中心とする海岸部は海洋性気候の特徴を持ち、多雨多湿で冬季には北西の季節風が強く、吹雪くこともある。
- ・ 内陸部は一般的に気候が温暖で気温較差が大きい。新庄市を中心とする最上地域は積雪が多く夏季には大雨となることも多くなっている。山形市を中心とする村山地域の平野部は一般的に雨、雪とも少ないが、月山、朝日山系の山間部は全国有数の多雨・多雪地帯となっている。米沢市を中心とする置賜地方は穏やかな気候であるが、吾妻山系の山間部は多雪地帯となっている。

降水量及び平均気温

	平均気温（平年）	年間降水量（平年）	年間日照時間（平年）
山形市	12.1℃	1,206.7mm	1,617.9h
酒田市	13.0℃	1,986.8mm	1,538.8h
新庄市	11.0℃	2,005.6mm	1,324.6h
米沢市	11.4℃	1,444.6mm	1,595.8h

3. 社会及び経済に係る状況

① 人口の動向

- ・ 本県における振興山村の人口（令和2年）は、87,724人と県全体の8.2%を占めている。
- ・ 振興山村の人口減少は、平成12年と比較して34.2%の減少となっており、県全体の14.2%の減少を大きく上回っている。
- ・ 年齢構成で見ると、14歳以下の低年齢層の割合は、出生率の低下などにより年々減少しており、令和2年では9.2%となっている。また、65歳以上の高齢者の割合は年々増加し、令和2年には41.6%となっており、県全体を上回る勢いで高齢化が進行している。

年齢階層別人口の動向

(単位：人)

年度	振興山村			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
H12	133,278 (100%)	96,520 (72.4%)		36,758 (27.6%)
H17	121,642 (100%)	15,069 (12.4%)	69,320 (57.0%)	37,253 (30.6%)
H22	110,401 (100%)	12,263 (11.1%)	62,223 (56.4%)	35,915 (32.5%)
H27	99,573 (100%)	10,319 (10.4%)	53,286 (53.5%)	35,968 (36.1%)
R2	87,724 (100%)	8,044 (9.2%)	43,184 (49.2%)	36,492 (41.6%)
H12～R2 の増減	△45,554 (△34.2%)	△45,292 (△46.9%)		△266 (△0.7%)

年度	県全体			
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
H12	1,244,147 (100%)	186,182 (15.0%)	772,100 (62.1%)	285,590 (23.0%)
H17	1,216,181 (100%)	166,653 (13.7%)	739,030 (60.8%)	309,913 (25.5%)
H22	1,168,924 (100%)	149,759 (12.8%)	694,110 (59.6%)	321,722 (27.6%)
H27	1,123,891 (100%)	135,760 (12.1%)	639,336 (57.1%)	344,353 (30.8%)
R2	1,068,027 (100%)	120,271 (11.3%)	586,578 (54.9%)	361,178 (33.8%)
H12～R2 の増減	△176,120 (△14.2%)	△65,911 (△35.4%)	△185,522 (△24.0%)	75,588 (26.5%)

出典：国勢調査、該当市町村調査

② 交通の状況

- ・ 振興山村においても市町村道の改良は進んできているが、個々の市町村の振興山村以外と整備状況を比べてみた場合、その整備水準に格差がある。また、冬期間における必要な路線・幅員の確保も含めて整備を図る必要がある。
- ・ 地域公共交通全般については、運転手不足や利用者の減少に伴い、路線の維持が難しくなっている地域もある。

③ 情報通信の状況

- ・ 振興山村を含む県内では、携帯電話の通話エリア人口カバー率・光ファイバ整備率ともに99%以上となっており、通信事業者や市町村による高速インターネット回線や携帯電話等の情報通信基盤整備は、高い水準で進んでいる。一方で、山間地特有の地形条件等の影響により、地域によっては通信が利用できない箇所や、通信品質の確保、利用環境の改善が必要な箇所が一部に残っている状況にある。

④ 土地利用の状況

- ・ 県内の振興山村において、耕地のうち田から畑への転用が進む地域が見られるとともに、使用されずに荒廃が著しく管理が課題となっている農地についても増加傾向となっている。

⑤ 産業構造の動向

- ・ 本県及び県内振興山村の双方において第一次産業の就業者数が大幅に減少しているものの、振興山村においては15.7%が依然第一次産業に従事しており、県全体と比べて6.9ポイント高くなっている。また、第三次産業の就業者数は、県全体と比べて11.6ポイント低くなっている。

産業別就業者数の動向

(単位：人)

年度	振興山村				県全体			
	全体	第一次産業	第二次産業	第三次産業	全体	第一次産業	第二次産業	第三次産業
H12	72,763 (100%)	12,285 (16.9%)	30,396 (41.8%)	30,082 (41.3%)	641,912 (100%)	71,049 (11.1%)	223,328 (34.8%)	347,535 (54.1%)
H17	62,694 (100%)	10,388 (16.6%)	21,066 (33.6%)	31,240 (49.8%)	608,659 (100%)	66,700 (11.0%)	185,752 (30.5%)	356,207 (58.5%)
H22	54,894 (100%)	8,674 (15.8%)	19,368 (35.3%)	26,852 (48.9%)	556,178 (100%)	55,606 (10.0%)	164,010 (29.5%)	336,562 (60.5%)
H27	49,864 (100%)	8,118 (16.3%)	16,894 (33.9%)	24,852 (49.8%)	549,838 (100%)	51,681 (9.4%)	159,873 (29.1%)	338,284 (61.5%)
R2	45,390 (100%)	7,138 (15.7%)	15,110 (33.3%)	23,142 (51.0%)	530,652 (100%)	46,647 (8.8%)	152,051 (28.7%)	331,954 (62.6%)

出典：国勢調査、該当市町村調査

⑥ 近年の主な自然災害の発生状況

- ・ 令和6年7月豪雨により、最上川中流や最上川水系鮭川、日向川水系荒瀬川等で氾濫が発生するなど、河川の氾濫や浸水害、土砂災害が多数発生した。その影響により一部地域において、物資の輸送が困難な状況が生じ、被災地への救援物資の輸送が課題となった。

⑦ 医療の状況

- ・ 近年の交通事情の改善とあいまって無医地区等の数は減少傾向にあるものの、無医地区ではないながら診療科によっては専門医が不足しており、定期診療の医師の人繰りが付かないなど、医療の提供に支障が生じている地区も見られる。

⑧ 社会福祉の状況

- ・ 高齢化の進展に伴い、一人ひとりの介護予防への取組みが重要とされているものの、地域において差が生じている。

- ・ 近年、要介護者は横ばい傾向であるが、一部の地域において訪問サービスの提供が十分ではない地域が見られる。

⑨ 教育の状況

- ・ 山村においては、他地域に比べ複式学級数の割合が増加傾向にあるとともに、小中学校の統廃合も進む傾向がある。
- ・ 高校あるいは中学校への進学に伴い、居住する山村地域外の学校への通学が必要となる場合には、交通の利便性が悪く時間を要する、交通手段の確保が難しいといった事情がある。
- ・ 県内振興山村外の高等学校への進学率が高まっており、公共交通機関の減少等により進学に伴った転出も見られる。

⑩ 社会・生活環境の状況

- ・ 県内振興山村においては、水道普及率・生活排水処理施設普及率ともに大幅な改善が図られたが、依然として低い地域もあり、大きな格差が生じている。
- ・ 人口減少や高齢化の進展に伴い、空き家の増加が懸念され、空き家もたらす防災・防犯、環境衛生、景観上の諸問題が深刻化するおそれがある。

⑪ 移住・交流の状況

- ・ 振興山村によっては、新規就農や林業への就業等を契機に他地域からの移住者も見られる。
- ・ 恵まれた自然環境や伝統文化などの地域資源を活かした観光や農業体験などにより、都市住民との地域間交流を展開して地域活性化を図る地域も見られる。

⑫ 自然環境や景観の保全状況

- ・ 振興山村における豊かな自然は、各地域における多面的機能の発揮に資するほか、美しい景観は、日々の暮らしに潤いを与えるとともに他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要であることから、各振興山村においても固有の自然環境や景観の維持管理に関する取組みが行われている。

⑬ 地域活動の状況

- ・ 振興山村においても、農業者等の共同の取組みにより、農業生産活動をはじめ農地等の地域資源や伝統文化等の保全活動が行われているが、若い世代の転出と高齢化の進展に伴い、こうした活動の維持・継続が難しくなっている。

II I を踏まえた振興山村の課題とこれまでの山村振興対策の実施状況

1. 振興山村の課題

(1) 総論

本県では少子高齢化を伴う人口減少が1990年代から現在まで続いており、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、今後、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の減少が続き、老年人口（65歳以上）についても2025年以降は減少し、総人口は2050年（令和32年）に約71万人になるとされている。

本県の振興山村においても、特に若年層を中心とする人口の流失と出生率の低下による少子高齢化が進行し、農林水産業をはじめとした各種産業、文化、教育、福祉サービス等の提供にわたる担い手不足が懸案となっている。今後の山村振興にあたっては、その有する資源や魅力を最大限に活かして若年層等の働き世代の雇用と所得を確保するとともに、他地域からの移住者や関係人口の増加により担い手や人材を確保する必要がある。

また、振興山村では、集落機能や森林・農地の管理機能が低下しており、耕作放棄地の増加や野生鳥獣被害の増加などで荒廃が進む中でも、県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など山村が担っている重要な役割を十分に発揮させていくことが必要である。

(2) 各論

① 交通について

- ・ 公共交通機関の路線の見直し、減便・廃止や労働力不足等により、日常的な移動のための交通手段の確保が困難となっている地域が増えている。このため、高齢者等が通院や、学生が域外に通学することなどが難しい等により、域外への移住を促す要因の一つになっている状況である。
- ・ また、商店の閉店等により、身近において買物ができないといった地域も増えつつある中で、通信販売などは重要な買い物のための手段であるが、運送業界における人手不足により、山村地域への適時の物流が危ぶまれる状況であり、山村地域の生活の利便性を確保する上で、物流を含め交通サービスが円滑に行われる必要がある。

② 情報通信について

- ・ 山村地域では、生活の質向上や持続可能な産業を支えるデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進が一層重要となっている。具体的には、スマート農業の推進、地域公共交通の活性化、物流の確保、医療や教育の充実等、山村の振興において不可欠な各分野においてデジタル化が進むことが期待される。
- ・ 地形等の条件により通信環境に差が生じており、インターネットや通話の安定的な確保とデジタル技術の十分な利活用を一体的に進めるための基盤整備が課題となっている。
- ・ DXによる山村地域の課題解決や行政サービス・産業活動の高度化を進めるため、デジタル技術を活用できる人材の育成・確保を併せて進めていくことが必要である。

③ 産業基盤整備について

- ・ 農地については、使用されない農地を農地バンクによって集積し、新たな借り手に

より有効活用されているケースもあるが、遊休農地となっているものや荒廃農地化が進んでいる農地が少なくない。食料・農業・農村基本法改正を受け、地域計画の策定が進んでいるが、その中で遊休農地の活用をうまく進める必要がある。将来に向けて、地域の農業が生産力の高い状態を維持できるよう、小規模な基盤整備や農地へのアクセスの向上のための農道等の整備等を推進する必要がある。また、農業用水の安定確保と速やかな排水を可能とするための農業水利施設の長寿命化・ライフサイクルコスト低減を図る効率的な補修・更新が必要である。

- ・ 林地については、市町村において所有者の特定や集約化を進めているが、取組状況には地域間で差が見られることから、各市町村において取組みの進展を促す必要がある。
- ・ 県産木材の安定供給に向け、路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する「施業の集約化」に取り組む必要がある。

④ 産業振興について

- ・ 農業においては、営農者の高齢化や労働力不足が顕著な中で、生産条件が不利なことに加え後継者がいないことにより離農が進んでいる状況であり、主産業としての農業の維持・継続を図るためにも、農地の集積・集約化、スマート農業の導入等による負担軽減等を促進する等により成長産業化を進める取組みや投資が必要となっている。
- ・ 林業においては、森林経営管理法に基づき、各市町村において所有者の特定が困難な森林や経営意欲の無い森林の集約・集積を進め、森林環境譲与税を活用して間伐等の森林整備を進めつつあるが、同制度の運用や森林環境譲与税を活用した取組みに係る市町村の事務負担の軽減が課題である。また、木材生産が進む中で、伐採跡地の植栽を適切に行う必要がある、併せて間伐とともに植栽や造林等の森林整備を受託している森林組合等における担い手の確保が課題である。
- ・ 第一次産業以外の産業においても、地域住民の生活に必要なサービス業の衰退などが課題となっており、第一次産業と同様に担い手の確保や革新技術によって、産業の維持と活性化を図ることが課題である。農林漁業以外の生産業や観光業等のサービス業等においては、既従事者の安定的な生活の確保の観点から、また、他地域からの移住や定住を促す就業先の確保の観点からも、維持・発展することが求められる。観光を主産業とする地域等においては、従来から当地が有する価値や魅力とともに当地に滞在する良さについて効果的な発信を図るとともに、新たな観光資源発掘や創出を図る必要がある。また、起業等による新たな雇用先の創出を図ることも重要である。
- ・ 近年、深刻さを増すイノシシなどの野生鳥獣による農作物被害は、農作物の収穫量減少や品質低下に直結し、農業収入の低下を招いている。加えて、鳥獣被害は農業者にとって精神的・肉体的に大きな負担となることから、営農意欲が低下し、離農へとつながりかねない。そのため、市町村が策定する被害防止計画に基づく被害防止対策等の支援が必要である。
- ・ この他、産業の一環として、恵まれた自然環境を活かした再生可能エネルギーの導入についても、地域産業の振興を図る上で有望であり、この活用が図られることが期待される。

⑤ 防災について

- ・ 近年の気候変動による線状降水帯をはじめとした豪雨が増加傾向であることや、令和6年7月の豪雨災害により、一部地域において数日間にわたり物流が途絶えることとなった教訓を踏まえ、なお一層の防災対策の推進が不可欠である。山地崩壊防止の観点から、森林整備や国土保全施設の整備に取り組むほか、災害が発生した場合の復旧体制、避難住民への対応や二次災害の防止への対策が重要である。
- ・ 山村地域における国土保全施設の整備に加え、社会的なインフラ、建築物、一般住宅等について、災害からの早期復旧・復興や災害予防等の国土強靱化に資する取組みの充実が求められる。

⑥ 医療について

- ・ 山村地域においては、診療所があっても、多様な診療科の診療を受けられるように医師を配置することが難しくなっている実態への対応が必要である。
- ・ 緊急時における近隣の高度医療の提供が可能な病院等への救急搬送の重要性も高まっており、連携体制の強化とともに医療機関への短時間でのアクセスが可能となるような環境整備も必要である。

⑦ 社会福祉について

- ・ 高齢化が急速に進展する中、高齢者支援の担い手が不足することを見据え、介護予防の取組みを中心に、多様な機関や関係者、地域住民等の連携を図る必要があるものの、地域において差が生じていることが課題である。
- ・ 今後要介護者は増える見込みであるものの、人手不足等により、要介護者に対する訪問サービスの提供や運営が困難となっている地域があるため、安定的な介護サービスを提供していくことが課題である。
- ・ 人手不足により、障害福祉事業所の維持や運営が困難となっている地域がある。

⑧ 文化や教育について

- ・ 山村は各地において固有の文化を有しており、遺跡や工芸はもちろん、祭りや食文化などは、その地域の価値や魅力を高めるものであり、他地域からの移住や交流の動機付けや理由になり得るものとしても重要であることから、地域の文化を維持・継承していくための担い手の確保・育成が課題である。
- ・ 少子化や人口の流出に伴い、子どもの数が減少し学級数の減少や複式学級が増える状況であり、他地域と同水準の教育を受けられるような体制や、デジタル技術を活用したオンライン授業の活用等、地理的条件不利性を補うツールの環境整備が課題である。併せて、廃校の活用が課題となっている地域が多い。

⑨ 社会・生活環境について

- ・ 振興山村においては、他地域と格差なく住民が安心して暮らすことができる環境を維持することが、流出の抑制や、振興山村への移住者の定着を促す上で重要である。そのため、感染症が発生した場合でも生活の安定や福祉の向上が保たれることや、農産物被害に加え住民への危害が問題となっている鳥獣被害防止等が課題である。
- ・ 住宅、集落道、水の確保、廃棄物処理といった生活に不可欠なインフラの整備に加

え、買物のしやすい環境づくりや高齢者の見守りなど、地域が一体となった活動を維持・創出していく必要がある。

⑩ 移住・交流について

- ・ 山村地域では新たな担い手の確保が課題となっている。地域経済の活性化や賑わいの維持・回復を図るためには、UターンやIターンといった移住の促進、さらには関係人口の増加が不可欠である。このため、山村地域に関心を持ってもらうための情報発信の強化や普及啓発、移住者などが安心して受け入れられるような生活環境の充実、そして二地域居住などを促す体験機会の創出といった取組みを総合的に推進していく必要がある。

⑪ 担い手について

- ・ 人口減少により、官民における就業者を十分に確保できていないことから、医療・福祉・教育といった公共サービスの質の低下や、金融機関等の生活必需サービスの撤退などにより、住民生活に影響が出ている地域もある。この状況がさらなる人口流出に繋がることが懸念されるため、就業者の確保と新たな就業機会の創出が課題である。
- ・ 住みやすい山村を維持・継続するためには、産業の振興、集落・文化等の維持、住民サービスの提供等の担い手を確保する必要がある。域内で働ける人材の活用や、他地域からの移住等による獲得のため、企業等におけるソフト・ハードにおける良好な雇用環境創出や、研修等による人材育成の充実等が課題である。

⑫ 自然環境の保全及び再生について

- ・ 本県振興山村における豊かな自然は、各地域における多面的機能の発揮に資するほか、美しい景観は、山村での日々の暮らしに潤いを与えるとともに他地域からの移住や交流を促す山村の価値や魅力の一つとして重要である。しかし近年、里地里山における太陽光発電施設の設置等による無秩序な開発や、自然の回復能力を上回る崩壊があることから、こういった事態の未然防止や、自然環境の回復を図る取組みが重要である。

⑬ 地域活動及び地域づくりについて

- ・ 人口減少を迎える中でも地域の機能や活力を維持するためには、地域活動の持続可能性を高めることが不可欠である。これまでの地域活動は男性が中心となることが多かったものの、今後はより多様な主体が参画し、地域を支えていく必要がある。
- ・ 地域資源を活かした商品開発や観光誘客、交流人口・関係人口の拡大、地域コミュニティの再構築など、多角的な視点から地域の維持・発展に向けた取組みを進める必要がある。

2. 山村振興対策の実施状況

本県においては、昭和40年から47年にかけて54地域が振興山村として指定されている。現在では26市町村が振興山村を有している。これらの振興山村においては、第一期山村振興対策から平成26年度までの第六期にわたって交通・通信、産業基盤、生活環境整備、国土保全等の振興対策が実施されてきた。

また、平成 27 年度から新たに開始された山村活性化支援交付金の活用により、地域資源を活用した商品開発等による所得や雇用の増大を図るといったソフト面での対策も成果を上げつつある。

山村振興対策事業の実績

市町村	事業概要	実施期間
鶴岡市	「シナノキの花・苞」を活用した化粧水、石鹸の商品開発、市場調査	平成 27～29 年度
大江町	山菜の商品開発、農家レストランに向けたメニュー開発、アロマ（精油）の商品開発、木材流通体制の確立、人工林林地残材、広葉樹林の薪（燃料）供給体制の確立	平成 27～29 年度
飯豊町	山菜の商品開発、スベリヒユおやきの販路開拓（山形大と共同研究）	平成 30～令和 2 年度
小国町	地域農産物(米、雑穀、山菜、きのこ等)を活用した加工促進検討、組織づくり等	平成 29～令和元年度
	森林セラピー等の森林空間を活用した観光・健康プログラムの開発等	令和 4～6 年度
西川町	山菜、きのこの生産拡大と販売体制確立、促成栽培方法の技術習得、豚肉のブランド化と販路開拓	平成 30～令和 2 年度
	西山杉・サウナ・山葡萄蔓等の商品開発及び販路拡大（町産材・山葡萄等つる細工・牛肉・とうがらし）	令和 5～7 年度
南陽市	米、りんご、ぶどう等を使用したお酒、スイーツ等の商品開発、販売促進の取組み	平成 30～令和 2 年度

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1. 振興の基本方針

本県の山村地域は、豊かな自然環境を有し、農林水産物の供給、県土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保、良好な景観の形成、そして地域に根ざした伝統文化の継承など、多面的な機能を有している。山村地域の振興と、山村における持続可能な地域社会の維持及び形成を進めることは、県民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるようにする上での重要な課題である。

一方で、山村地域は担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進展や若年層の流出など、その環境は一層厳しさを増している。このような現状を踏まえ、農用地や森林の保全、集落環境の維持に資するよう、農林漁業者による農林水産業の生産活動や地域住民による集落の維持のための共同活動の継続を促進していくとともに、山村地域が有する機能と直面している課題を考慮し、山村地域を県民が互いに支え合うという視点に立ち、山村の有する多面的な機能等に対する県民の理解と関心が高まるように努める。

その上で、各山村の地理的条件を生かし、地域の個性と活力を最大限に発揮させるよう、住民主体の地域づくり活動を支援する。これは経済活動のみならず、生活環境の整備や地域間交流の促進等を通じ、振興山村の振興と活性化を総合的に推進していくものである。今後の山村振興においては、単なる格差是正という視点に留まらず、山村の自立的かつ持続的な発展が山村以外の県民の暮らしにとっても重要な課題であるとの認識に立ち、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の維持・発展、都市住民等の山村への移住促進、そして山村における定住及び特定居住の促進を目指し、自然環境の保全に配慮しながら産業基盤や社会・生活環境の整備を推進する。同時に、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得と雇用の確保、さらには教育、医療、介護サービスの確保・充実等による住民福祉の向上を図るなど、山村地域の振興・活性化を総合的に推進していく。

2. 振興施策

① 交通施策に関する基本的事項

本県の山村における国・県・市町村道は、産業の振興、地域間交流の促進などに欠かせないほか、生活の基盤として重要な役割を果たしている。このため、幹線道路である国・県道から日常生活を支える市町村道まで、地域の実情を勘案しながら体系的な道路網の整備を進める。また、地域住民の日常生活に不可欠な交通サービス・移動手段を確保するため、鉄道、バス等の生活交通の維持・確保に努めるほか、デマンド型交通、日本版ライドシェアや自動運転技術等の導入等により地域旅客運送サービスの持続的な提供を進めるとともに、地域住民の生活に直結する物流の維持・確保のため、物流の効率化を促進する。

主な施策

- ・ 生活圏間・主要都市間ネットワークの整備推進
- ・ 生活幹線道路ネットワークの整備推進
- ・ 緊急輸送道路の強化の推進
- ・ 一般道路の機能向上の推進

- ・ 予防保全型維持管理による道路施設の長寿命化
- ・ 県民協働と効率的な道路維持管理の推進
- ・ 地域公共交通への自動運転の導入に向けた実証、横展開の促進
- ・ 交通事業者や市町村等との連携によるライドシェアの普及促進

② 情報通信施策に関する基本的事項

山村地域においても安心して暮らせる地域社会の形成に向けて、情報通信技術の活用による暮らし（生活環境）や産業活動の高度化を図る。

情報通信基盤の整備にあたっては、関係事業者との連携を図りつつ、既存の通信基盤の有効活用や利用環境の向上を促していく。

その上で、農林水産業、交通、物流、医療、教育、防災等山村振興に不可欠な分野においてデジタル技術の実装と利活用を進めるとともに、地域におけるデジタル人材の育成・確保を図る。

主な施策

- ・ 情報通信基盤の有効活用と利用環境の向上
- ・ 山村振興分野におけるデジタル技術の実装と人材の確保

③ 産業基盤施策に関する基本的事項

山村の基幹産業である農林水産業は、その生産活動によって農地や森林の国土保全機能等の多面的機能が発揮されることから、農林水産業の振興を図るため基盤整備を推進する。農業については、山村の条件不利性の改善に向け、農地や農業水利施設の整備を進めるとともに、山村の実情に応じた小規模な基盤整備や農地へのアクセス向上のための農道整備、負担軽減を促進するためのICT等を活用した施設整備等、きめ細かな基盤整備を推進する。

森林の整備及び保全、木材の生産及び流通の効率化を図るため、森林境界の明確化や林道等の生産基盤整備を促進する。

主な施策

- ・ ほ場整備、水利施設整備、防災施設整備、農道整備等の農業生産基盤整備、荒廃農地の抑制・活用対策を推進
- ・ 豊富な農林水産物などの資源を活用した産業の誘致など地域の特性に応じた企業立地を促進
- ・ 間伐など森林整備の基盤となる林道・作業道等の林内路網の整備や高性能林業機械の導入・配備を促進

④ 産業振興施策に関する基本的事項

農林水産業従事者における高齢化や農林水産物の価格の低迷等から、農林水産業の収益性が低下している。そのため、農林水産業の生産性向上・経営効率化に資する農地の集積・集約化、スマート農業の導入等による負担軽減策に加え、加工・販売等の地場産業との連携強化や流通・消費の動向に即したきめ細かな対策など、力強い農林水産業経営の展開を図り、生産から加工・流通・販売に至るまでの支援を総合的に展開する。併

せて、地域の基幹産業である農林業の生産性・収益性の向上、新規就農の促進等を含めた担い手の育成・確保を促すとともに、6次産業化を推進する。また、地域の特性を生かし、その土地の農林水産物とともに文化・歴史や森林、景観等の地域資源を活用し、地域ならではの特産物や体験プログラム等の付加価値の高い商品やサービスの開発等を促進する。

森林の整備及び保全の推進にあたっては、間伐や主伐後の再造林の適切かつ計画的な実施とともに、里山林の保全活動等も促進し、森林環境譲与税の効果的な活用を進める。また、県内外における県産木材の利用促進を図ることで、振興山村で生産される木材の安定的な需要確保に努め、山村における林業の発展に寄与することとする。

持続可能な内水面漁業・養殖業の振興にあたっては、急激な資源減少に対応したサケ増殖事業の推進などによる内水面水産資源の維持増大、持続可能で安定した経営体の育成などによる内水面漁業・養殖業の健全な発展を推進する。また、自然との共生及び環境との調和に配慮した川づくりの推進、遊漁者の増加による地域の活性化などに取り組み、内水面漁場環境の再生・保全・活用を図ることとする。

農林水産業の振興においては、鳥獣被害防止対策が不可欠な状況である。鳥獣対策は、被害防除対策・生息環境管理・捕獲対策の3本柱が基本であり、地域ぐるみでこれらの対策が図られるよう支援する。

木質バイオマスや小水力といった再生可能エネルギーの利用の促進を図ることとし、その推進にあたっては、山村の多面的機能が損なわれないよう、自然環境に配慮するものとする。

主な施策

【農林水産業部門】

- ・ 農業者の所得向上に向けた、需要をとらえた生産やブランド力向上、付加価値向上に向けた取組みの推進
- ・ 地域の特性を生かした特産品の開発と販路拡大
- ・ 県産農林水産物の付加価値を一層高める多彩なアグリビジネス創出の推進
- ・ 地域の食品産業や観光産業等との連携を図りながら、新しいビジネスの創出に向け地域の将来構想を下支えするトータルコーディネート活動を推進
- ・ 生産性を高めるスマート農業技術の普及拡大と新技術開発の推進
- ・ 高収益作物への転換を後押しする水田の畑地化・汎用化を推進
- ・ 多様な担い手の育成・確保と地域農業を支える中小規模農家への支援を推進
- ・ 農地中間管理機構を活用して、離農者等の農地を担い手に集積するとともに、担い手ごとの農地の集約化を推進
- ・ 農林水産物の高付加価値化等の利活用と併せた森林・農用地の保全推進
- ・ 「やまがた森林ノミクス」を担う人材の育成・確保を推進^{※1}
- ・ ICT等を活用したスマート林業や施業の集約化等による持続可能で収益性の高い森林経営を推進
- ・ 公共施設及び民間施設の木造化・木質化の取組みや林工連携による木質資源の利活用など、県産木材の利用を促進
- ・ 内水面漁業について、観光等と連携し遊漁者の確保を図るとともに、サケ増殖事業やニジサクラのブランド化等による内水面水産資源の増養殖の推進、漁場環境の整

備など、地域振興と一体となった取組みを強化

- ・ 内水面漁協の経営維持に向けた研修会の開催や、持続可能な漁協運営のための漁協の合併・統合について調査・研究し、今後の対策を検討

【鳥獣被害防止対策部門】

- ・ 市町村作成の鳥獣被害防止計画に基づく被害防除対策、生息環境管理及び捕獲対策等の被害防止対策活動を促進
- ・ 鳥獣被害対策の指導者及び鳥獣被害対策実施隊員の人材育成を推進
- ・ 地域の実情に合わせた住民主体の集落単位による総合的かつ継続的な鳥獣被害対策を推進

【エネルギー部門】

- ・ 木質バイオマスエネルギーの活用について、地域の豊かな森林資源を地域活性化につなげる「やまがた森林ノミクス」の取組みと連動して推進
- ・ 農業用水と多くの農業水利施設を活用した小水力発電について、売電収入等による農業水利施設の維持管理費の軽減や小水力エネルギーの農業への直接利用に向けた取組みを促進

※1 「やまがた森林ノミクス」は、森林資源を県民総参加で積極的に活用することで、木を植え、育て、使い、再び植える“緑の循環システム”を構築して、産業振興や雇用創出を図り、地域全体の活性化につなげていくもの。

⑤ 防災に係る施策に関する基本的事項

本県の振興山村は、国土や自然環境を保全するとともに、水源を涵養し、国民に必要な資源を供給するなど県民が安全で快適な生活を営むうえで重要な役割を担っている。このことから山村地域住民の生命、財産を守り、安全・安心な暮らしを確保するとともにその多面的機能の発揮を図るため、農地・農業用施設の保全管理や、間伐及び主伐後の再造林、その実施に必要な強靱で災害に強く代替路にもなる林道の開設・改良を推進するとともに、土砂の流出抑制、流木災害リスクの軽減に配慮した国土保全施設整備等のハード対策と地域ぐるみの保全活動や防災マップづくり等のソフト対策を総合的に推進する。

また、水害、風害等の各種災害を防除・軽減するため、事前に備えるべき各種インフラ施設の整備を推進する。併せて、災害発生時の住民の孤立を回避し、地域経済への影響を防ぐため、被災者の救難、救助、施設及び設備の応急復旧、緊急輸送の確保等の災害応急対策の実行性が確保されるよう配慮する。

主な施策

- ・ 県土の保全や水源の涵養を図るため、農地・農業用施設の保全管理、治山施設の整備、保安林機能の強化、森林の適正な整備保全等を推進
- ・ 土砂災害、洪水、津波などによる被害を防止するため、砂防関係事業、治水、海岸保全等の推進
- ・ ダムによる洪水調節機能の強化と安定的な水資源の確保を推進
- ・ 流域治水対策として水田貯留機能を活用した「田んぼダム」の取組みを推進
- ・ 防災・減災のための交通施設、水道、下水道等の供給施設及び処理施設の整備
- ・ 防災マップづくり、自主防災組織の立ち上げ等地域の課題に応じた備えの強化に向けた支援

- ・ 避難、復旧、復興に係る関係機関等の連携体制の構築・強化

⑥ 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

山村地域においても医療の提供に支障が生じることのないよう、必要な医師、歯科医師及び看護師の確保、定期的な巡回診療、保健師の配置、遠隔医療の実施及びそのための施設の設置、医療機関の協力体制の整備等により医療の充実が図られるよう適切な配慮を行う。

主な施策

- ・ へき地医療対策の一環として、医師の派遣や医療拠点病院の運営を支援
- ・ 特定診療科に係る医療確保対策を推進
- ・ ドクターヘリの有効活用及び広域搬送体制の確保
- ・ 市町村の保健師、栄養士等による住民向け健康指導事業等の充実化

⑦ 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む）に関する基本的事項

高齢者をはじめ介護を必要とする住民が、住み慣れた地域で安心して生活ができ、必要なサービスを円滑に利用できるよう地域における保健、医療、福祉の関係機関及び地域住民が連携した仕組みづくりを推進する。

また、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、社会全体による妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援を推進する。

障がい者が地域において自立した生活を営むことができるとともに、あらゆる分野での社会参加が促進されるよう、地域での就労の場の確保を図るほか、障がい者の地域への円滑な受け入れを進めるため、地域住民の理解を促進する。

主な施策

- ・ 高齢者の社会参加、健康増進、生きがいづくりを推進
- ・ 総合的な介護予防を推進
- ・ 保健福祉サービス体制の充実を推進
- ・ 高齢者や障がい者を支える地域包括ケアシステムの推進
- ・ 市町村の計画に基づく保育所や認定こども園等の子育て環境の基盤整備を推進
- ・ 安心を提供できる相談・情報サービスの充実を推進

⑧ 文教施策に関する基本的事項

本県の山村は、史跡、遺跡、民俗文化財等の固有の歴史的・文化的遺産を有しているが、観光資源としての活用が十分に行われていない状況にある。また、都市部に比べより児童の減少が進み、小規模校の増加、小・中・高等学校の統廃合等が課題となっている。

この状況を踏まえ、地域社会における伝統文化の保存及び活用を図るため、これらの文化の保存や活用資する担い手の育成を図る。また、山村におけるより一層の教育環境の充実を図るため、公立小中学校のICTを活用した教育環境の整備をさらに推進する。

また、地域の特色を生かした社会教育施設等の整備を図る。その際、山村外に居住する子どもに対する自然体験・生活体験の学習の場を提供する観点にも配慮し施策を展開

する。

主な施策

- ・ 史跡、遺跡、民俗文化財等の歴史的・文化的遺産の保存・継承を推進
- ・ ICTを活用した交流学习等による学習経験の深化と多様化
- ・ 集会施設、体育施設、社会教育施設の整備を推進
- ・ 教育環境の整備、生涯学習を推進

⑨ 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む）に関する基本的事項

山村における住民の生活環境を改善することにより、住民生活の安定を図るため、日常の快適な暮らしの基盤となる上下水道等の生活インフラの整備とともに、非常時にも生活の安定等が可能となる社会的な態勢や、住環境の整備が求められている。

このため、空き家等の活用を含めた住宅や定住促進団地等の快適な居住環境の確保、下水道・浄化槽等の汚水処理施設や廃棄物の処理施設の計画的・効率的な整備、生活関連道路等の生活基盤の整備を推進する。

また、個々の集落が、集落機能の維持向上を図ることが山村の多面的機能の発揮に寄与することを踏まえ、買物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組みへの支援や地域運営組織（RMO）形成への支援により地域コミュニティの維持・形成を促進するとともに、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備や生活環境整備を一層促進する。併せて、各種対策を講じても集落を維持することが困難な場合等においては、住民の合意のもとに集落再編整備や集落間の連携等を促進する。

さらに、集落維持につながる生活環境保全等の一環として、鳥獣被害防止特措法に基づく地域ぐるみの鳥獣被害防止対策活動を促進する。

主な施策

- ・ 空き家対策を推進
- ・ 水道施設、汚水処理施設の整備を推進
- ・ 消防・集会施設の整備と地域防災力、自然災害対策を強化
- ・ 克雪、利雪及び親雪等、総合的な雪対策を推進
- ・ 日常生活（通勤・通学・買い物・通院等）を支える道路網の整備を推進
- ・ 農林水産業をはじめとする産業振興、都市との交流や移住・定住の促進、生活環境の整備、伝統工芸・芸能の活性化や人材育成等を通じた集落機能の維持・活性化を推進
- ・ 農村RMOの形成を促進

⑩ 移住・交流施策に関する基本的事項

少子高齢化による人口の自然減や人口流出が続く中で、地域の担い手を確保するためには、UターンやIターンといった他地域からの移住に加え、二地域居住や地域間交流の推進が不可欠である。そのため、山村への移住・定住の促進のみならず、二地域居住や地域間交流の取組みも強化し、地域の担い手を増やしていく必要がある。具体的には、移住を促進するための生活環境の整備、移住希望者や二地域居住者の訪問・滞在の促進、そして都市部と山村の交流促進を図ることが重要である。

移住の促進に資する生活環境の整備については、買物等へのアクセスの確保や高齢者の見守りなどの地域の共同活動を含む取組みへの支援や地域運営組織（RMO）の形成への支援により地域コミュニティの維持・形成を促進するとともに、集落道、集落防災安全施設、集会所等の整備や生活環境整備を一層促進することを基本とする。

移住または二地域居住をしようとする者の来訪及び滞在の促進については、移住または二地域居住の希望者に向け、県内振興山村の特性・魅力や、移住や二地域居住の受入れ態勢等について効果的に情報提供を行うとともに、大学を卒業する学生に対しIターンやUターンを促す取組みを進める。

都市等と山村の交流促進・県内の振興山村との交流や二地域居住を促進するため、都市部等の住民に対し、実際に振興や所得向上に取り組んでいる状況、豊かな自然や景観、振興山村の農林水産業の魅力や独自の文化等について発信を行うとともに、農泊や農林漁業体験、子ども向けの農山漁村体験や山村留学の機会を提供する取組みを促進する。こういった取組みにおいて、公衆の保健又は教育のためにも、森林空間を活用した体験サービスの提供等、森林の有する環境保全や癒しといった価値を活かした取組みを支援する。

主な施策

- ・ 住宅支援等の移住定住に向けた受入体制の整備を促進
- ・ 二地域居住の促進のために必要なインフラ整備の実施
- ・ 大学卒業後に地方移住する学生への支援
- ・ 農林漁業を体験し農家民宿等に宿泊する個人旅行や教育旅行、企業研修、インバウンドの拡大による、都市と農山漁村との共生・対流を促進
- ・ 宿泊・体験施設等の整備や地域における受入体制づくりを進めるとともに、体験活動を支援する人材育成を推進
- ・ 自然、伝統文化、歴史等の山村の特色を生かした交流施設の整備を推進
- ・ 伝統的郷土芸能や山村文化の継承、豊かな山村景観の保全を推進
- ・ 保健・休養、体験学習、レクリエーション、森林セラピー等の観光活用など、森林の総合的利用を推進
- ・ 「農」と「食」を観光資源として発信する取組みの推進

⑪ 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む）に関する基本的事項

産業の種別を問わず就業者の減少や高齢化が進む中、地域の産業、文化の維持・発展や安心して生活できる地域社会の自立的かつ持続的な発展を図るためには、意欲と能力のある力強い担い手を確保・育成することが極めて重要である。

このため、地域の中核的な担い手や経営体の育成及び地域内外からの就業を積極的に促す就業機会の確保・創出や労働条件の改善を図ることとし、各産業における知識や技術の習得機会の充実、産業を支える優れた担い手や経営体の育成を進める。また、男女ともに就業しやすい労働環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保を進めるなど、多様なマンパワーの活用を促進する。

主な施策

- ・ 新規就農者の確保・育成と競争力の高い経営体の育成を推進

- ・ 農林漁業就労に関する相談員の配置やハローワークとの連携
- ・ 特定地域づくり事業協同組合制度の活用促進
- ・ 就労条件等の改善や研修等による農林漁業従事者の確保・育成
- ・ 高齢者の活動の場の確保
- ・ スタートアップ企業への支援

⑫ 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項

本県の山村は豊かな自然環境に恵まれ、国土保全や水源涵養といった公益的な機能を有しており、その自然環境は山村での暮らしの豊かさや魅力の源でもある。山村の振興にあたっては、自然環境の保全や自然景観の保全に留意するとともに、自然環境の再生に努めるものとする。

主な施策

- ・ 自然公園等での自然環境の保全や、消失した自然生態系の再生
- ・ 地域の個性や特性を生かした景観形成の促進

⑬ 地域活動及び地域づくりに係る施策に関する基本的事項

本県の山村における活力の維持・増進のため、地域の住民が夢を持ち、いきいきとした生産や地域活動の展開がなされるよう、住民・NPOと行政等の協働による地域づくりが取り組まれるよう支援を行う。

主な施策

- ・ 地域活動を推進する人材の育成推進
- ・ 地域住民が主体となる地域づくりの取組みを後押しするため、ニーズに応じた専門家の派遣や、リーダー的人材のネットワーク化、NPOとの連携等の支援を展開
- ・ 女性や若者の活躍を促進する環境の整備を推進
- ・ 食文化、伝統芸能等の伝承を支援

IV 他地域振興等に関する計画、施策等との関連

本県においては、県政運営の基本方針である第4次山形県総合発展計画（長期構想）（令和2年3月）及び後期実施計画（令和7年3月）を作成し、「人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形」を基本目標として各種施策の推進に取り組んでいる。

また、本県の振興山村の多くは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域にも指定されており、山形県過疎地域持続的発展方針（令和3年8月策定・令和4年7月改訂）及び同計画が策定されている。

このため、本県における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進するものとする。